

郡山市第1層協議体運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施することにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進するに当たり、本市全域を対象とした多様な主体が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場（以下「第1層協議体」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 第1層協議体は、別表に掲げる者のうちから市長が依頼する構成員20人以内をもって構成する。

2 構成員の任期は2年とし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員は、再任されることができる。

(意見等の聴取)

第3条 第1層協議体は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第4条 協議体の構成員及び協議体に参加した全ての者は、知り得た秘密を保持するものとする。構成員を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、第1層協議体の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁団体、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護事業所、シルバー人材センター、市民活動団体、地域医療・福祉・保健・介護関係団体、学識経験者、法曹関係団体、教育関係団体、人権擁護団体、郡山市民生児童委員協議会連合会、自主防災連絡会、国・県・市・警察・消防等の行政機関、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター及びその他必要と認める者
